



清水町公共施設等総合管理計画  
平成29年度～平成38年度

## 目 次

I	公共施設等総合管理計画策定の目的	・・・・・・・・・・	1
II	公共施設等総合管理計画の位置づけ	・・・・・・・・・・	1
III	本計画の対象となる公共施設等の範囲	・・・・・・・・・・	2
	<u>第1章 公共施設等の現状及び将来見通し</u>	・・・・・・・・・・	<u>3</u>
1	公共施設（建築物）の状況		
2	インフラ系施設の状況		
3	公共施設等の将来の資産更新必要額		
4	人口減少が公共施設等の資産更新に与える影響		
	<u>第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針</u>	・・・・・・・・・・	<u>17</u>
1	計画期間		
2	取組体制の構築及び情報管理・共有方策		
3	清水町の公共施設等の課題		
4	公共施設等の管理に関する基本的な考え方		
5	フォローアップの実施方針		
	<u>第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針</u>	・・・・・・・・・・	<u>21</u>
1	公共施設（建築物）の管理に関する基本方針		
2	インフラ系施設の管理に関する基本方針		

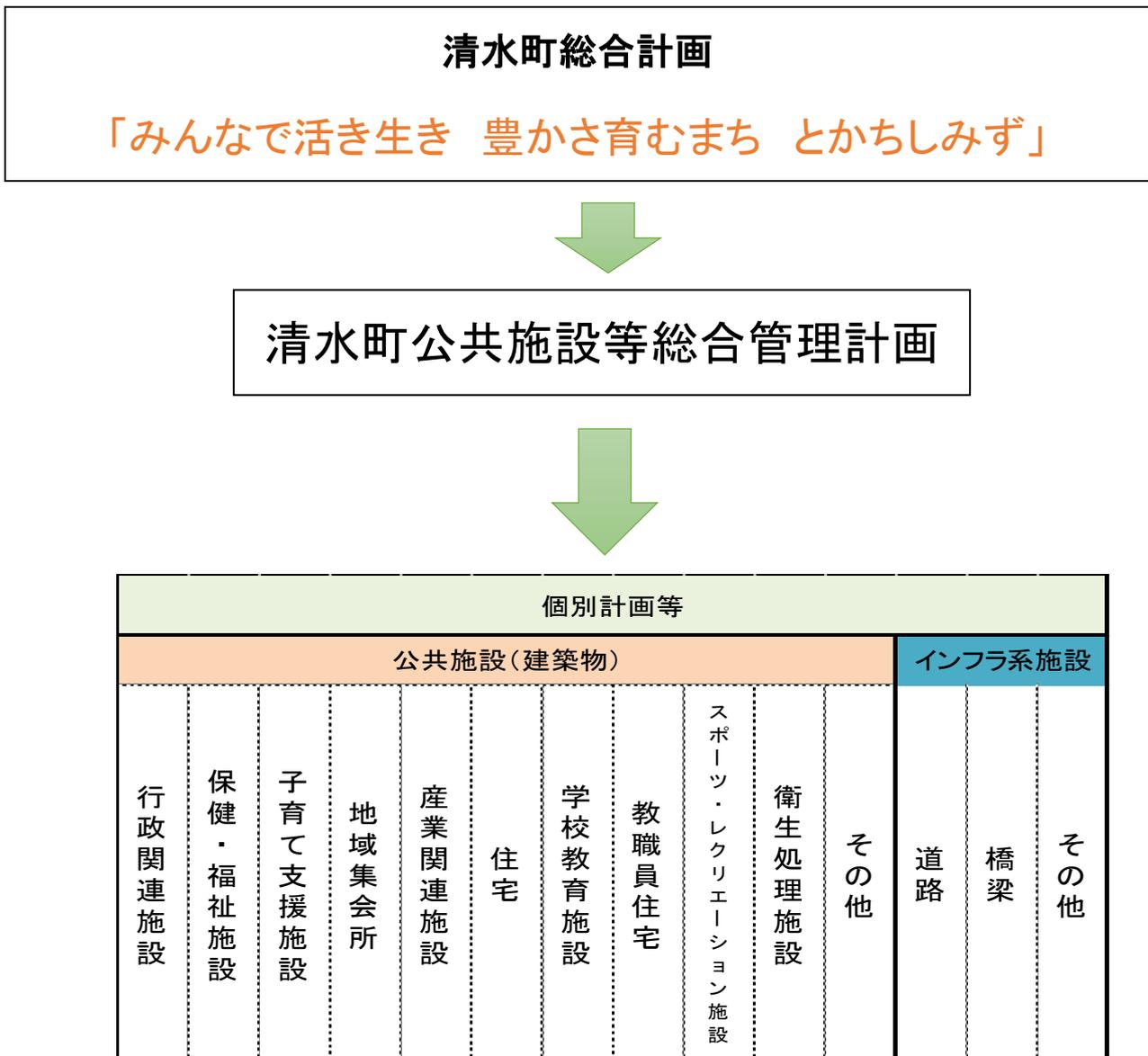
## I 公共施設等総合管理計画策定の目的

これまで、拡大する行政需用や住民ニーズの多様化に応じて整備を進めてきた公共施設等が、老朽化による更新時期の到来や、大規模災害への対応が必要となっています。さらに財政状況の厳しさが続いていることも踏まえ、少子高齢化等の社会構造の変化に応じた計画的な更新・統廃合・長寿命化等の検討、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適な配置の実現が必要となっています。

本計画は、公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に策定するものです。

## II 公共施設等総合管理計画の位置づけ

本計画については清水町総合計画を上位計画と位置づけ、施設ごとの取り組みに対して、基本的な方針を提示するものです。



### Ⅲ 本計画の対象となる公共施設等の範囲

清水町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建築物）とインフラ系施設を対象とします。公共施設（建築物）については、行政関連施設、保健・福祉施設、子育て支援施設、地域集会所、産業関連施設、住宅、学校教育施設・教職員住宅、社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、衛生処理施設、その他の12類型に分類しました。

また、インフラ系施設については、道路、橋梁、簡易水道、下水道、その他の5類型を対象として、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

#### ■公共施設等の分類

大分類	番号	分類名称	主な施設
公共施設 (建築物)	1	行政関連施設	役場庁舎など
	2	保健・福祉施設	保健福祉センター、老人福祉センターなど
	3	子育て支援施設	保育所、幼稚園など
	4	地域集会所	各地域集会所
	5	産業関連施設	町営牧場など
	6	住宅	町営住宅
	7	学校教育施設	小中学校、給食センター
	8	教職員住宅	教職員住宅
	9	社会教育施設	公民館、図書館・郷土史料館など
	10	スポーツ・レクリエーション施設	体育館、アイスアリーナなど
	11	衛生処理施設	清掃センター焼却場など
	12	その他	葬斎場、公衆トイレなど
インフラ系施設	1	道路	
	2	橋梁	
	3	その他	

# 第1章 公共施設等の現状及び将来見通し

## 1 公共施設（建築物）の状況

### (1) 清水町の公共施設（建築物）の所有状況

平成27年度末（平成28年3月31日現在）の公共施設（建築物）の延べ床面積合計は約13万㎡、その内訳は、大きい順で住宅が27.7%、学校教育施設が13.2%、次いで保健・福祉施設の11.8%となっています。

また、人口一人当たりの面積を見ると、公共施設（建築物）で13.8㎡となり、全国平均3.2㎡の約4.3倍と、全国平均よりも大幅に多い状況となっています。

#### ■分類別の延べ床面積、割合、人口一人当たり面積

（単位：㎡）

番号	分類名称	面積	割合	人口一人当たりの面積
1	行政関連施設	5,394.3	4.1%	0.6
2	保健・福祉施設	15,729.4	11.8%	1.6
3	子育て支援施設	3,646.6	2.7%	0.4
4	地域集会所	771.0	0.6%	0.1
5	産業関連施設	11,659.5	8.8%	1.2
6	住宅	36,761.8	27.7%	3.8
7	学校教育施設	17,517.2	13.2%	1.8
8	教職員住宅	12,448.0	9.4%	1.3
9	社会教育施設	9,065.5	6.8%	0.9
10	スポーツ・レクリエーション施設	11,218.7	8.4%	1.2
11	衛生処理施設	2,228.4	1.6%	0.2
12	その他	6,480.9	4.9%	0.7
	合計	132,921.3	100.0%	13.8

※公有財産台帳、固定資産台帳より作成

※人口は平成27年国勢調査9,605人

※全国平均値は、総務省「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」より引用

(2) 公共施設老朽化の状況

① 建築経過年数の状況

公共施設の建築からの経過年数をみると、築30年未満の公共施設は全体の37.0%、築年数30年以上の公共施設は63.0%となっています。

特に築年数40年以上経過した公共施設は全体の22.3%を占めています。

■ 公共施設の建築経過年数別面積

(単位：㎡)

番号	分類名称	築10年未満	築10年以上20年未満	築20年以上30年未満	築30年以上40年未満	築40年以上	計
1	行政関連施設	0.0	0.0	75.0	4,931.8	387.5	5,394.3
2	保健・福祉施設	1,000.1	3,863.8	6,194.8	3,373.4	1,297.2	15,729.3
3	子育て支援施設	0.0	0.0	722.5	2,253.3	670.9	3,646.7
4	地域集会所	0.0	229.6	380.0	161.3	0.0	771.0
5	産業関連施設	566.4	1,824.5	838.4	2,977.6	5,452.6	11,659.5
6	住宅	1,168.7	3,927.7	9,063.2	13,241.7	9,360.5	36,761.8
7	学校教育施設	0.0	1,763.4	1,499.4	10,887.8	3,366.6	17,517.2
8	教職員住宅	0.0	1,431.2	1,225.6	8,305.4	1,485.8	12,448.0
9	社会教育施設	0.0	0.0	2,069.5	5,341.7	1,654.3	9,065.5
10	スポーツ・レクリエーション施設	28.2	744.4	5,268.5	1,221.6	3,956.2	11,218.7
11	衛生処理施設	0.0	0.0	2,228.5	0.0	0.0	2,228.5
12	その他	0.0	0.0	3,114.3	1,358.6	2,008.0	6,480.9
	合計	2,763.4	13,784.6	32,679.7	54,054.1	29,639.6	132,921.3

※公有財産台帳、固定資産台帳より作成。

## ②有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の状況

建設物の老朽化は一般に、「減価償却累計額／取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているか、すなわち、腐朽が進行しているかが、その指標となります。公共施設は社会的影響があるため、耐用年数の限度まで使用されることはあまりありません。

これまでの本町の公共施設（建築物）における総建築額は、約 203 億円です。内訳としては、上位順で住宅が約 55 億円、学校教育施設が約 24 億円、保健・福祉施設が約 25 億円となっています。

減価償却累計額は約 148 億円、有形固定資産減価償却率は 73.2%と資産が老朽化している状況となっています。

こうした現状から、建築物の一人当たり延床面積の縮減や、延命措置の実施又は取り壊しによる公共施設の最適な配置の実現が、今後の大きな課題となっています。

## ■資産別の有形固定資産減価償却率

（単位：千円、％）

番号	分類名称	取得価額/ 再調達価額	減価償却 累計額	有形固定資産 減価償却率
1	行政関連施設	1,124,888	754,313	67.1%
2	保健・福祉施設	2,149,290	1,335,468	62.1%
3	子育て支援施設	711,653	549,444	77.2%
4	地域集会所	134,733	125,897	93.4%
5	産業関連施設	1,071,623	727,366	67.9%
6	住宅	5,543,429	4,830,840	87.1%
7	学校教育施設	2,405,400	1,526,498	63.5%
8	教職員住宅	1,765,483	1,393,163	78.9%
9	社会教育施設	1,951,545	1,344,126	68.9%
10	スポーツ・レクリエーション施設	1,766,442	1,128,837	63.9%
11	衛生処理施設	782,010	508,891	65.1%
12	その他	856,425	613,270	71.6%
	合計	20,262,919	14,838,113	73.2%

(3) 資産分類別の施設の状況

①行政関連施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
役場庁舎	1982	33	4,500.0	66.0%
車庫	1982	33	401.8	86.8%
倉庫	1982	33	30.0	86.8%
車両センター車庫	1974	41	387.5	100.0%
御影除雪車車庫	1991	24	75.0	100.0%

②保健・福祉施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清水町世代間交流センター	1991	24	1,689.8	51.1%
御影診療所	2011	4	1,000.1	18.2%
清水町保健福祉センター	1997	18	3,491.4	36.0%
老人福祉センター	1983	32	1,174.5	64.0%

③子育て支援施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清水町児童館	1980	35	417.4	100.0%
清水町立第1保育所	1981	34	885.6	68.0%
清水町立第2保育所	1973	42	670.9	84.0%
清水町立御影保育所	1991	24	722.5	48.0%
清水幼稚園	1977	38	950.3	100.0%

## ④地域集会所

## ■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
西地域集会所	1992	23	229.6	100.0%
御影鉄南地域集会所	1986	29	150.4	85.3%
東地域集会所	1979	36	161.3	100.0%
北地域集会所	1996	19	229.6	86.4%

## ⑤産業関連施設

## ■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
御影商工会館	1981	34	160.7	72.3%
勤労者会館	1959	56	91.0	100.0%
畜産研修センター	1977	38	693.0	100.0%
円山牧場 畜舎	1972	43	102.1	100.0%
円山牧場 職員室	1971	44	20.0	100.0%
北清水牧場 畜舎	1972	43	38.9	100.0%
北清水牧場 職員室	1969	46	49.7	100.0%

⑥住宅

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	最古取得年度	最新取得年度	最大稼働年数	面積
清和団地	1968	2014	47	5,479.1
宮の森団地	1974	1975	41	1,370.6
若松団地	1982	1984	33	1,683.9
清樺団地	1981	1986	34	2,267.2
北星団地	1987	1996	28	7,253.4
太平団地	1969	1976	46	1,216.0
鉄南団地	1978	1983	37	1,732.4
東団地	1976	1980	39	7,225.4
西都団地	1962	1967	53	561.1
新日の出団地	2000	2000	15	1,158.2
日の出団地	2002	2002	13	956.5

※上記は団地ごとに記載しています。取得年度にばらつきがあるため、個別の有形固定資産償却率は表示していません。

⑦学校教育施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清水小学校	1978	37	7,746.0	74.0%
御影小学校	1984	31	3,039.8	62.0%
清水中学校	1979	36	7,372.0	72.0%
御影中学校	1971	44	3,152.6	88.0%
清水町学校給食センター	1996	19	852.3	55.9%

⑧教職員住宅

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	最古取得年度	最新取得年度	最大稼働年数	面積
御影小学校 共済融資住宅	1984	1984	31	70.4
御影小学校 教員住宅	1992	1992	23	603.5
清水小学校 教員住宅	1978	1979	37	730.9
清水小学校 共済融資住宅	1973	1975	42	1,416.2
清水中学校 教員住宅	1983	1984	32	132.1
清見教員住宅	1998	1998	17	452.0
鉄南教員住宅	1997	1999	18	753.2
曙教員住宅	2000	2000	15	226.0

※上記は住宅ごとに記載しています。取得年度にばらつきがあるため、個別の有形固定資産償却率は表示していません。

⑨社会教育施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清水中央公民館	1980	35	5,341.7	74.5%
御影公民館	1973	26	1,186.3	89.4%
図書館・郷土史料館	1989	26	2,069.5	52.0%
農業研修会館	1970	45	1,700.5	95.7%
農村環境改善センター	1985	30	1,562.1	63.8%

⑩スポーツ・レクリエーション施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清水町体育館	1973	42	2,936.0	89.4%
柔道場	1972	43	394.3	100.0%
アイスアリーナ	1992	23	3,393.5	60.5%
川東ゲートボール場	1997	18	744.4	47.4%
町営公衆浴場	1995	20	347.4	42.6%

⑪衛生処理施設

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清掃センター焼却場	1990	25	1,631.5	65.8%
小動物焼却施設	1991	24	19.0	63.2%
リサイクルセンター	1993	22	160.0	44.0%
一般廃棄物最終処分場	1992	23	181.0	60.5%

⑫その他

■主な施設

(単位：年、㎡)

資産名称	取得年度	経過年数	面積	有形固定資産 減価償却率
清水町葬斎場	1975	40	310.0	100.0%
清水共同墓地管理棟	1995	20	31.6	90.9%

## 2 インフラ施設の状況

### (1) 道路

#### ■町道の現況（平成27年度）

項目	数量	
	総量（実延長/実効面積）	623,089m
うち1級（幹線）町道（実延長/実効面積）	166,555m	1,352,835 m <sup>2</sup>
うち2級（幹線）町道（実延長/実効面積）	203,954m	1,441,314 m <sup>2</sup>
うちその他の町道（実延長/実効面積）	252,580m	1,678,456 m <sup>2</sup>
年間道路維持補修費（千円）	15,905	

### (2) 橋梁

#### ■全体状況（平成27年度）

項目	数量
架数	270 架
延べ面積	11,593 m <sup>2</sup>

#### ■年度別構造別取得状況

（単位：m<sup>2</sup>）

取得年度	PC 橋	RC 橋	鋼橋	その他	計
1957～1980	1,968	622	4,722	0	7,312
1981～1990	819	133	1,774	28	2,754
1991～2000	573	49	905	0	1,527

※PC 橋：プレストレスト・コンクリート橋。あらかじめコンクリートに圧縮応力を作用させた材料を使用。

※RC 橋：鉄筋コンクリート橋。

※鋼橋：こうきょう。主要部材に鋼を利用

### 3 公共施設等の将来の資産更新必要額

#### (1) 建築物系施設の建築年度別の状況

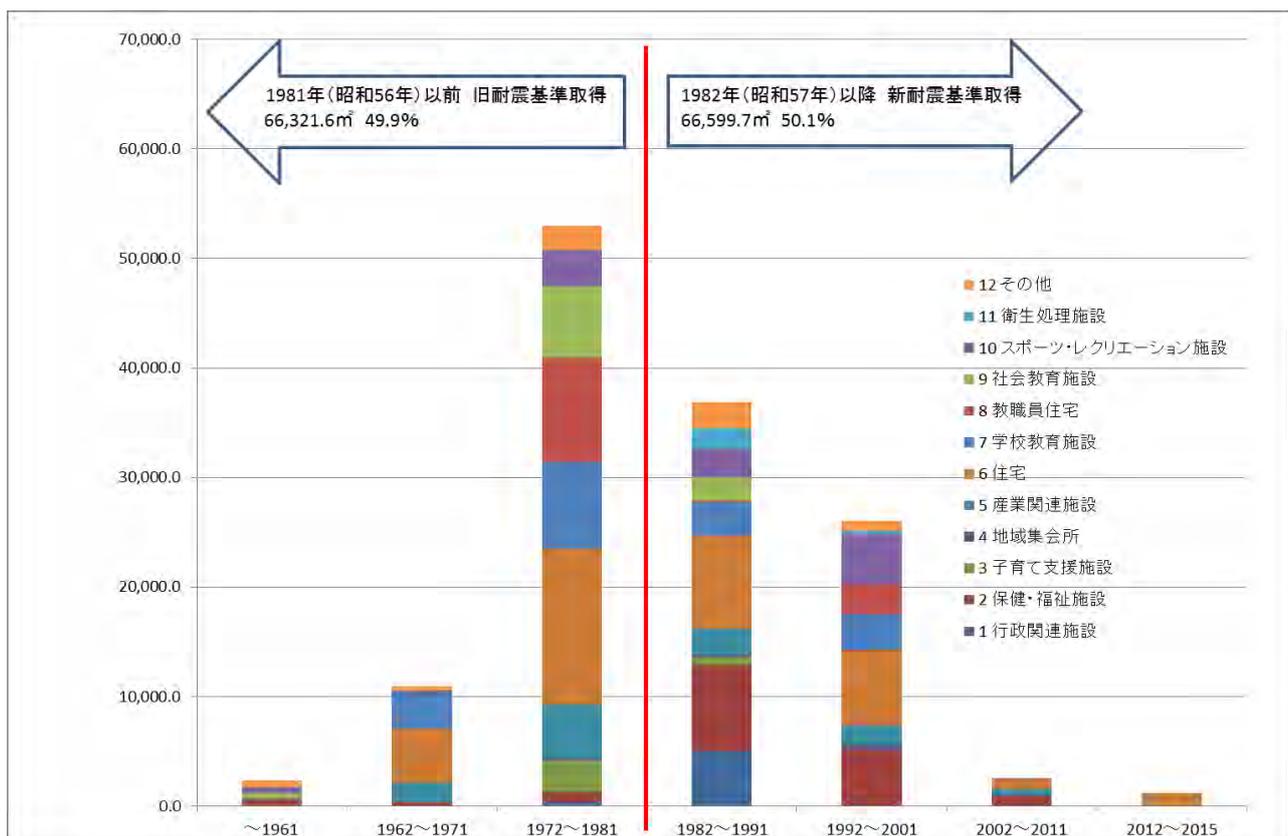
現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和56年（1981年）に改正され、導入されたものです。新耐震基準の考え方は、中規模の地震（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものとなっています。

上記をひとつの基準とし、清水町における建築年度別の延べ床面積（㎡）を見ると下表のとおりになります。

清水町においては、旧耐震基準（昭和56年以前）に建築されたものが、49.9%を占めています。つまり、約2分の1近くが旧耐震構造による建築物となっており、今後の対応を考える必要があります。

■年度別・分類別建築延べ床面積

(単位：㎡)



## (2) 公共施設等の将来の資産更新必要額

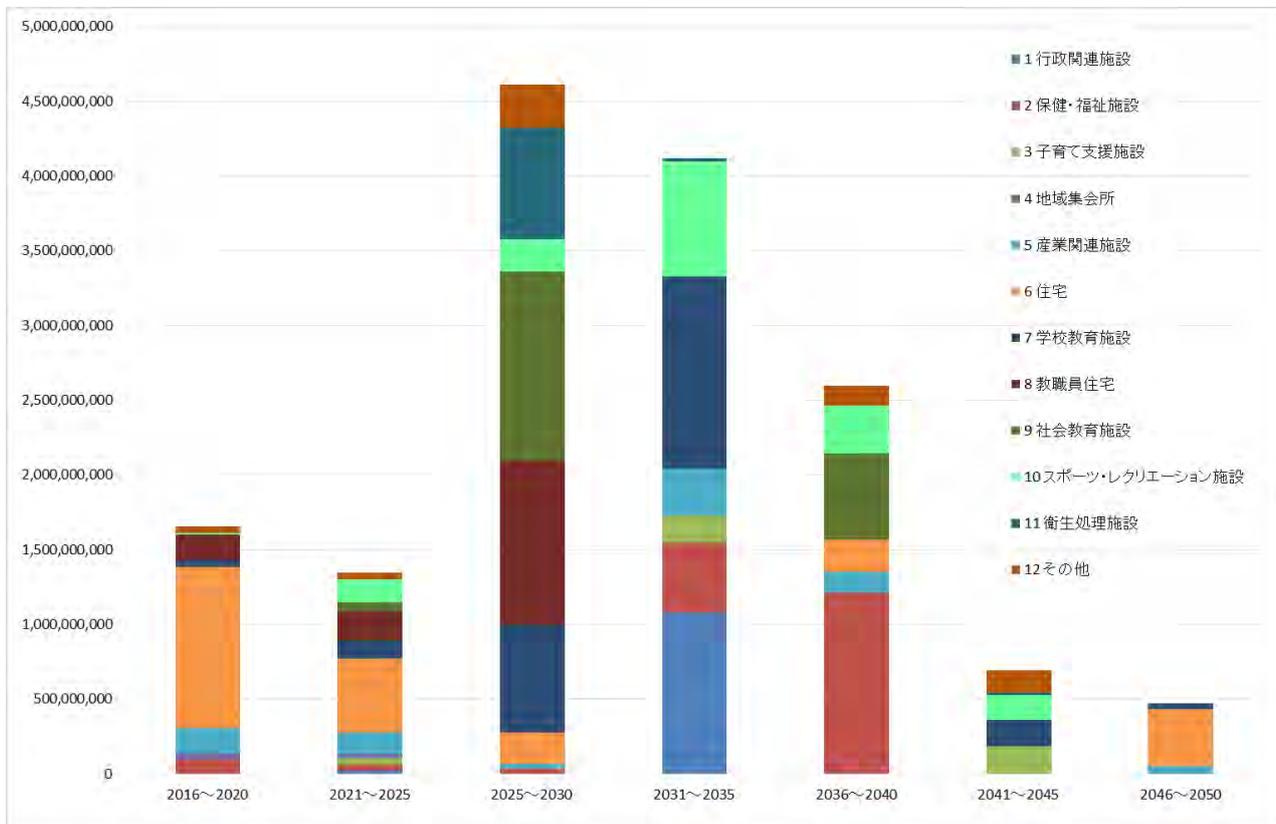
今後40年間、このまま公共施設を全て保有し続けた場合の更新額を試算したところ、既に耐用年数を超過した公共施設を含め、建物で約155億円となり年間平均で約3.9億円が必要となります。

公共施設等の問題を考える上で、建築物のみならず、インフラ施設（道路・橋りょう等）の維持管理についても考慮する必要があります。これらインフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。

よって、建築物とインフラ施設合わせた更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

■本町の公共施設の資産更新必要額

(単位：円)



※更新必要額：公共施設（建築物）が耐用年数を迎えた翌年に同様のものを建築したと見たときに見込まれる額。金額は固定資産台帳情報より算出し、取得価額が判明しているものは取得価額、判明していないものは再調達価額にて算出した。この計算はあくまでも試算であり、今後の想定は含んでいない。

## 4 人口減少が公共施設の資産更新に与える影響

### (1) 総人口や年代別人口の今後の見通し（清水町 人口ビジョンより）

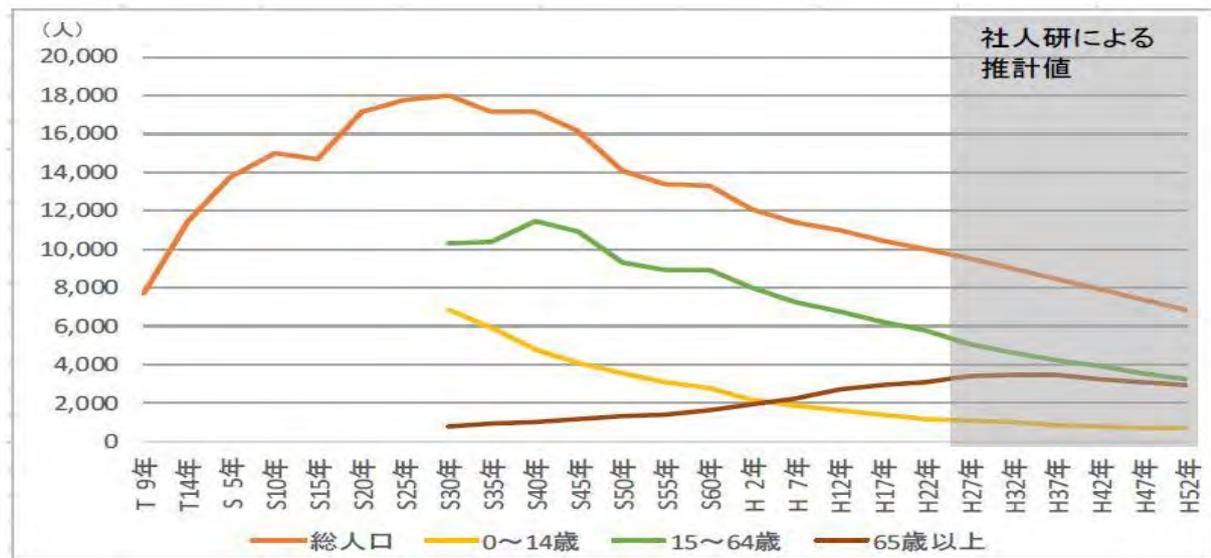
本町において、今後、一層の少子高齢化が予想されており、公共施設をいかに維持していくかが課題となります。そこで、人口がどのように変化しているのか、5年ごとの全国調査である国勢調査による人口の変化から内容を把握することが必要です。

本町の人口は、昭和31年の18,492人（住民基本台帳ベース）をピークとして、昭和40年から一貫して減少が続いています。平成22年の国勢調査では、はじめて1万人を切りました。

年少人口は、昭和30年から現在までに急激に減少しており、直近の10年間では、年間40人ペースで減少しています。また、生産年齢人口も、昭和40年をピークとして、右肩下がりで減少し、直近10年では、年間100人ペースで減少し続けています。老年人口に関しては、生産年齢人口が順次老年期に入り、平均余命が伸びたことによって、現在まで一貫して増加しており、年間40人ペースで増加しています。

### ■本町の年齢3区分別人口予測（清水町 人口ビジョンより抜粋）

（単位：人）



※平成22年まで国勢調査報告値、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所

今後、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、本町の人口は急速に減少を続け、平成22年の総人口9,961人に対して平成32年は8,991人に減少すると見込まれ、平成52年には6,791人（平成22年から32%減少）になるものと推計されています。

図1に示されるように、年齢3区分別人口の将来推計の内訳は、年少人口（0～14歳）は、平成22年の1,160人に対して平成52年は649人（44%減少）、生産年齢人口（15～64歳）は、5,722人に対し3,207人（44%減少）、老年人口（65歳以上）は、3,077人に対し2,935人（5%減少）と推計されています。

【参考】

①一般会計歳入状況（平成 23 年度～平成 27 年度）

○地方交付税は平成 24 年度をピークに減額傾向。

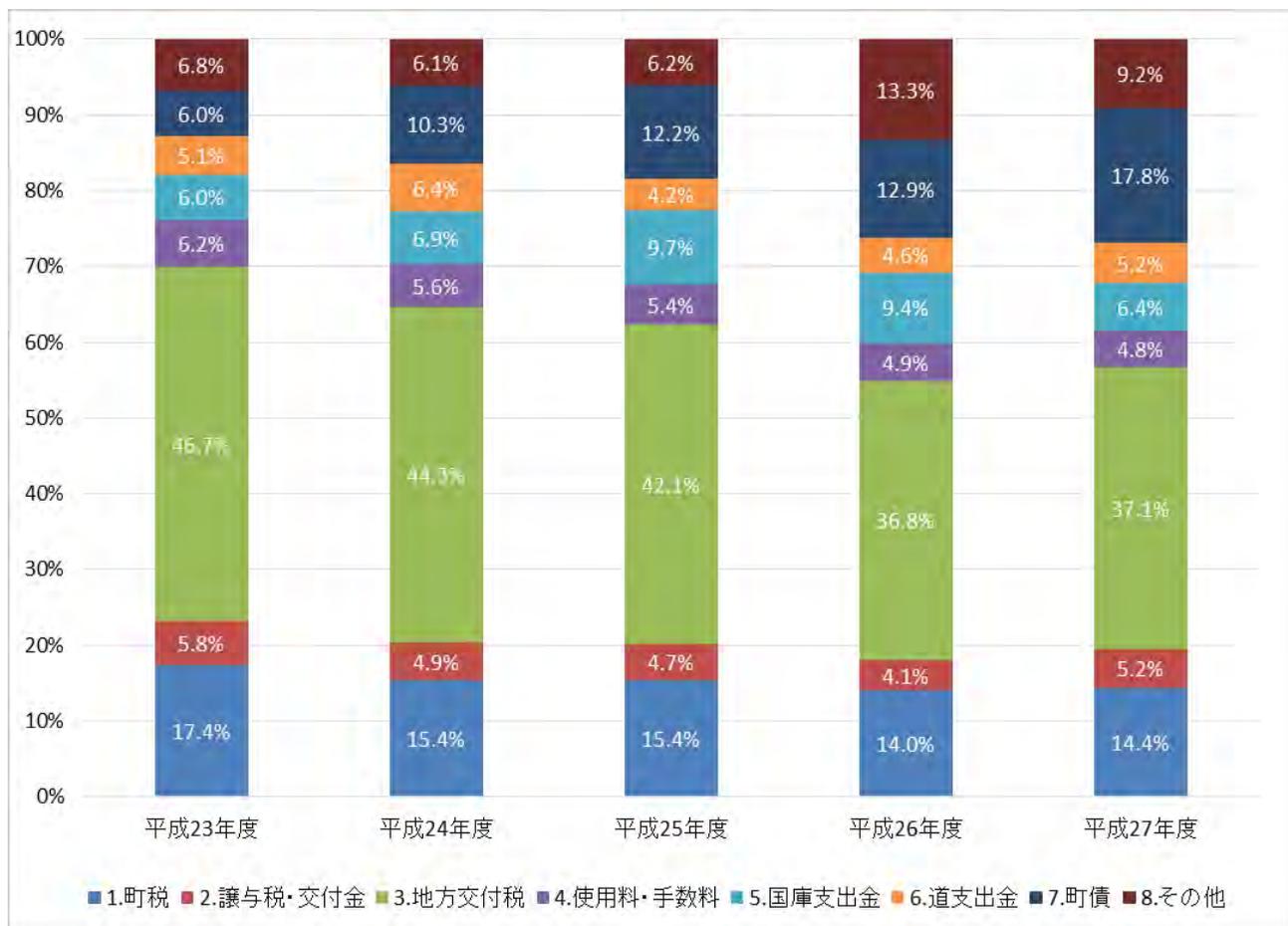
○町債の発行は平成 25 年度までは抑制していたが、平成 26 年度以降は事業投資により増加。

■歳入（決算額）の年次推移

（単位：千円）

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1. 町税	1,240,998	1,210,914	1,271,779	1,255,818	1,275,209
2. 譲与税・交付金	415,702	389,037	385,275	368,350	460,807
3. 地方交付税	3,325,762	3,484,630	3,475,709	3,302,806	3,283,905
4. 使用料・手数料	442,066	439,611	446,612	436,578	426,156
5. 国庫支出金	431,285	543,170	800,643	846,316	569,939
6. 道支出金	360,668	501,024	349,648	413,223	464,000
7. 町債	430,329	811,871	1,004,377	1,157,493	1,573,024
8. その他	482,212	482,031	512,078	1,203,784	808,331
歳入合計	7,129,022	7,862,288	8,246,121	8,984,368	8,861,371

■歳入の割合の年次推移



②一般会計歳出の状況（平成23年度～平成27年度）

○普通建設事業費は平成25年度をピークに、平成26・27年度と高い割合を占めている。

○補助費等は増加傾向。

■歳出（決算額）の年次推移

（単位：千円）

科 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
義務的経費	3,109,386	2,979,426	2,994,666	2,896,111	2,826,185
人件費	1,447,955	1,404,074	1,483,292	1,399,434	1,392,163
扶助費	642,051	658,673	675,284	716,642	925,109
公債費	1,019,380	916,679	836,090	780,035	685,023
普通建設事業費	805,839	1,270,167	1,637,194	1,242,392	1,620,429
その他の経費	3,087,715	3,455,867	3,421,883	4,653,984	4,209,387
物件費	1,023,635	1,038,804	1,039,575	1,120,275	1,165,605
維持補修費	202,389	264,670	236,428	262,438	249,600
補助費等	880,092	878,871	878,034	1,554,178	1,817,342
繰出金	774,258	762,376	833,476	783,754	502,801
その他の経費	981,599	511,146	434,370	933,339	474,039
歳出合計	7,002,940	7,705,460	8,053,743	8,792,487	8,656,001

■歳出の割合の年次推移



## 第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1 計画期間

計画期間は、平成29年度（2017年度）から平成38年度（2026年度）までの10年間とし、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などに応じて適宜見直しを行っていくこととします。

### 2 取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報（固定資産台帳、公有財産台帳など）は、一元的に管理する体制を構築していきます。また、一元管理されたデータを庁内で共有することにより、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

### 3 清水町の公共施設等の課題

#### （1）公共施設等の修繕・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。清水町が保有する公共施設（建築物）は、旧耐震基準（昭和56年以前）に建築されたものが、約2分の1を占めています。

これらの施設は、今後、大規模な修繕や更新（建替え等）の時期を迎えることとなりますが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、すべての施設の修繕や更新等に対応することはできず、必要性の高い施設まで安全・安心の確保ができなくなる恐れがあります。インフラ施設についても、老朽化の進行による橋桁のコンクリート剥離や路面の凸凹による事故、上水道・下水道管の損傷、それに伴う漏水による道路陥没など、安全、安心を確保した生活の継続ができなくなる恐れがあります。

#### （2）人口減少・少子高齢化社会への対応

社会経済情勢の変化に伴う、町民のニーズに対応した適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。

これらの状況を背景として、施設需要にも変化が見られることが想定され、例えば、高齢者福祉関連施設の需要が高まる一方で、小中学校等の年少世代が利用する施設は、1施設あたりの利用人数が低下することが予想されます。また、社会経済情勢の変化に伴い、新たな施設需要が生まれる可能性があります。

### (3) 逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い、町税収入等一般財源の減少が予想される一方で、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することが予想されます。こうした厳しい財政状況のなか、公共サービスの一定水準を維持しつつ、運営コストをできる限り抑制することを念頭に、更新（建替え）や大規模修繕等をどの施設に、どのような対策を、どの時期に行うかを適切に判断する必要があります。

## 4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### (1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。現在行っている法定点検のほか、必要に応じ任意の調査、点検を効果的に実施することとします。

その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用していきます。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による損傷の度に必要な修繕が行われてきました。大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性や役割を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

予防保全型維持管理については、公共施設等の利用率、役割、老朽化等を総合的に勘案し、維持管理・修繕・更新等を実施します。なお、実施に当たっては、既存施設との集約化や小規模化及び設備等の省エネ化等を十分検討し、初期投資及び施設運営に関するコストを総合的に検証したうえでトータルコストに配慮することとします。

※予防保全型維持管理：損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る管理手法をいう。（（参考）事後的管理…施設の機能や性能に関する明らかな不都合が生じてから修繕を行う管理手法をいう。）【公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針より】

### (3) 安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等については、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

これまでは劣化や損傷が起きてからの対応が中心でした。今後は、外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。

そのほか、すでに用途廃止した施設や利用率の低い施設について、今後も利用が向上する見込みのない施設かつ老朽化した施設が生じた場合には、周辺環境への影響を考慮し、取り壊しするなどの対策を講じ、安全性の確保を図ります。

#### (4) 長寿命化の実施方針

公共施設等の不具合や劣化などに対して、従来のように維持管理・修繕していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。

点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底し、今後も継続的な運用(利用)をする必要がある施設については、計画的な施設の長寿命化を推進します。

#### (5) 統合や廃止の推進方針

公共施設等の利用状況や老朽化等を踏まえ、公共施設等の統合や廃止等の方向性を検討します。方向性の検討にあたっては、単に施設の必要性の有無だけで判断するのではなく、施設で行われている事業(サービス)の必要性等とあわせて検討を行う必要があります。

実際の統合や廃止(取り壊し)までの決定については、個別評価を行うなど、現状評価と今後の評価を踏まえ、十分な議論ののちに行います。

#### (6) 建築物の耐震化に関する基本的な考え方

公共施設については、災害時の拠点施設や、避難所等としての役割を持つものも多いことから、その用途、規模、利用状況などを勘案し、必要に応じ耐震化を検討します。

#### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の総合的かつ計画的な管理は、各部署との連携協力により全庁的に推進します。

なお、前述のとおり、全体の取り組みや計画の進捗・管理等については、総合的かつ計画的な管理を実現するために、以下の点について進めます。

##### ① 職員一人ひとりの意識向上

公共施設等総合管理計画の推進には、職員一人ひとりが計画内容等を理解することが重要です。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、公共施設等の予防保全型維持管理や修繕、運営に関するコストの考え方に対する意識向上に努めます。

### ②民間活用の検討

公共施設等の更新等については、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することが有効な場合もあることから、必要に応じ官民連携した取り組みを検討します。

### ③住民・議会との情報共有

公共施設等の更新や配置は、まちづくりのあり方に関するものとなることから、住民及び議会への十分な情報提供等を行うよう努めます。特に、個別施設の老朽化対策等を行う事業実施段階では、住民や議会に対して十分な説明や意見交換等による議論の場を設け、合意形成を図った上で事業を実施します。

### ④地方公会計制度（財務書類）との連携

平成27年1月23日付総務大臣通知により、統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されています。

統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、固定資産台帳を整備・更新し補助簿として活用することが求められているため、この固定資産台帳の整備・更新に際して得た固定資産に関する様々な情報を、公共施設等の管理運営に役立て、公共施設等の更新や維持管理等と地方公会計制度を一体で推進することとします。

## 5 フォローアップの実施方針

この計画の内容については、今後新たに策定する個別の長寿命化計画をはじめ、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じ見直しを行います。

また、公共施設等の建設や統合、廃止（取り壊し）等の検討にあたっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

## 第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 1 公共施設（建築物）の管理に関する基本方針

今後の公共施設サービスのニーズに対応し、施設を維持するために、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設、施設管理者の担当者の意見・要望を踏まえて、施設の再生や不要となった施設の用途変更、複合化等、既存施設の有効活用を図ることとします。

#### （1）行政関連施設

役場本庁舎は、築30年以上を経過している建物です。

庁舎は、備蓄機能や避難所機能を備えた総合防災拠点としての役割を果たさなければなりませんので、今後も、適正な保守や診断により計画的に修繕し、施設機能を長期間維持できるよう管理を行います。

#### （2）保健・福祉施設

人口動向を鑑み、施設の活用の幅を広げながら施設の複合化や統廃合も視野に入れ、償却が進む中で大規模改修や修繕を行い、長寿命化を検討していきます。

#### （3）子育て支援施設

詳細計画については、次世代育成支援行動計画を中心に実施をし、さらに保健・福祉施設と連携しながら施設の維持管理に努めていきます。

#### （4）地域集会所

町民が主体となったまちづくりを推進するためには、地域活動を実践していく住民自治活動をいっそう活性化していくことが不可欠です。

地域集会所については、活用の幅を検討しながら複合化等を図っていきます。他の社会教育施設においても、その機能を他の施設等で担うことができないかなどを検討したうえで、改修時や更新時の対応を検討します。

#### （5）産業関連施設

施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めます。耐用年数を経過している施設については、廃止や改修を視野に入れながら、それ以外についても、今後人口動態や産業構造の変化、利用ニーズに合わせて、建て替えや機能の複合化、統廃合を視野に入れて検討します。

## （６）住宅

今後も、今ある公営住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていきます。また、計画的な個別改善を行いながら、更新時期を迎える際には入居率や人口推移を見据えて、棟数及び戸数の調整を行います。詳細計画については、「地域住宅計画」に基づき実施します。

## （７）学校教育施設

学校の統廃合に関しては、過去に進めてきた結果、現在は小学校 2 校、中学校 2 校となっています。

今後も、長寿命化を前提としながらも、管理コストや児童数の推移を見ながら、今後の在り方を検討します。

## （８）教職員住宅

町内の民間の賃貸住宅の状況や、利用実態を踏まえた適正戸数を検討し、余剰住宅については、用途廃止、解体等を検討していきます。

## （９）社会教育施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討します。

## （１０）スポーツ・レクリエーション施設

施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建て替えや大規模修繕、統廃合を検討します。

## （１１）衛生処理施設

焼却場はごみ処理広域化（十勝環境複合事務組合への加入）による廃止を検討します。その他の衛生処理は施設の計画的な点検、清掃、補修による施設の長寿命化を図り、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めます。

## （１２）その他

分類される施設のうち、使用用途の廃止された財産（普通財産）については、貸付等使用見込みのない施設の解体を進めていきます。それ以外の施設については、老朽化、住民ニーズ、民間の代替施設の有無などを踏まえ、施設の統廃合を検討していきます。

## 2 インフラ系施設の管理に関する基本方針

道路、橋梁等については、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新等を進めていきます。

その他施設については、清水町総合計画との整合性を図り、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を実施します。

### (1) 道路

道路・交通網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤です。道路パトロールなどによって路面状況等を把握するとともに、更新需要の平準化に向けて計画的な整備に努めます。

### (2) 橋梁

本町が管理する橋梁は270橋で、今後急速に増大する老朽化橋梁を計画的・効果的に保全するため、平成25年3月に策定した「清水町橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕や、平成26年7月に改正された道路法施行規則に基づく定期的な近接目視点検などを通じて、損傷等を早期に把握し、長寿命化につなげます。

### (3) その他

道路・橋梁のほかにも、公園・農業用排水路等多くのインフラを保有しています。これらインフラ系施設を適切に維持管理するため、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に行い、長寿命化及びトータルコストの最小化に努めます

清水町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

清水町総務課